

議 第 3 1 号
令和 8 年 5 月 2 8 日 提出

熊本市社会教育委員の委嘱について

熊本市社会教育委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提出理由)

社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条並びに熊本市社会教育委員条例(昭和28年条例第40号)第1条及び第2条の規定により、熊本市社会教育委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則(昭和27年教育委員会規則第6号)第1条第11号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市社会教育委員 名簿（案）

区分	氏名	所属団体・役職等	備考
学識経験者	八幡 彩子	国立大学法人 熊本大学大学院教育学研究科・教授	委嘱済
社会教育	加藤 貴司	熊本市地域公民館連絡協議会 会長	委嘱済
社会教育	國武 明子	熊本市地域婦人会連絡協議会 副会長	委嘱済
社会教育	中川 保敬	熊本市スポーツ協会 副理事長	委嘱済
社会教育	原 幸代子	熊本県文化協会 副会長	委嘱済
社会教育	林田 真	熊日サービス開発(株)熊日生涯学習プラザ 取締役事業本部長	委嘱済
家庭教育	吉川 真由美	熊本市PTA協議会 常任理事	委嘱予定
学校教育	杉本 誉弘	熊本市小学校校長会 碩台小学校長	委嘱済
社会教育	川地 純一	市民公募	委嘱済

委嘱済委員の任期：令和7年（2025年）6月1日から令和9年（2027年）5月31日まで
 委嘱予定委員の任期：令和8年（2026年）6月1日から令和9年（2027年）5月31日まで

熊本市社会教育委員条例第2条第3項
 欠員補充により委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

社会教育法（昭和24年法律第207号）

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

熊本市社会教育委員条例（昭和28年条例第40号）

（設置）

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（平14条例45・平26条例13・一部改正）

（委員）

第2条 委員は、9名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 欠員補充により委嘱した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平14条例45・平19条例24・平26条例13・一部改正）

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（昭34条例15・旧第4条繰上、平26条例13・一部改正）

熊本市社会教育委員会議規則（平成27年教育委員会規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本市社会教育委員条例（昭和28年条例第40号）第3条の規定に基づき、熊本市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）その他議事の運営に関し、必要な事項を定める。

（議長及び副議長）

第2条 会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、委員を代表し、会務を総理する。

3 会議に副議長を置き、委員のうちから議長が指名する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

（議長及び副議長の任期）

第3条 議長及び副議長の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

（会議）

第4条 会議は、議長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、過半数同数のときは、議長の決するところによる。

（書面審議）

第5条 議長は、緊急の必要性があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い、会議に代えることができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開とする。ただし、前条の規定による書面審議を行うとき、熊本市情報公開条例

（平成10年条例第33号）第7条に掲げる情報に該当する情報について協議等を行うとき、又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不相当と議決されたときは、これを公開しないことができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

（雑則）

第7条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。